

令和 2 年 5 月 18 日

障害児通所支援事業所 管理者 各位

静岡市長 田 辺 信 宏
(保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課)

緊急事態宣言の解除に伴う障害児通所支援事業所の対応について（通知）

平素より、本市の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応に細心の注意を払いながら、事業所運営のために御尽力いただいていることに、心から感謝申し上げます。

さて、政府による「緊急事態宣言」が令和 2 年 5 月 14 日付けで一部解除され、静岡県が対象地域から除外されました。

これを受け、本市における障害児通所支援事業所の対応について、下記のとおり、臨時対応期間を前倒して終了することとしたので通知します。

つきましては、従業員や保護者の皆様に周知のうえ、御対応方よろしくお願いいたします。

記

1 臨時対応期間の終了

変更前：令和 2 年 5 月 31 日（日）まで ⇒ 変更後：令和 2 年 5 月 24 日（日）まで

2 終了する事項

事業所内における通所利用の自粛

3 継続する事項

(1) 感染拡大防止対策

- ・ マスクの着用、手洗いの励行、手指の消毒、検温の実施、「3つの密（密閉・密集・密接）」回避等、感染防止の対策をとるよう改めて徹底をお願いします。
- ・ 職員や児童に、強いだるさや息苦しさ、風邪症状が出ているなど、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者が発生した場合は、自宅待機を行うとともに、帰国者・接触者相談センターへ連絡して指示を受けてください。

(2) 指定基準等に係る柔軟な取扱い

- ・ 令和 2 年 4 月 28 日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 5 報）」に記載のとおり、報酬算定、人員配置、施設・設備、運営基準等に係る柔軟な取扱いについて、引き続き可能とします。

(3) できる限りの在宅支援による報酬請求

- ・ 通所利用の自粛を解除した後であっても、感染を恐れて通所利用を控えたい利用者がある場合や、事業所の建物構造や広さが原因で「3つの密」を回避することが困難である場合等、事業所内での通所支援と在宅支援を組み合わせる実施することが想定されます。
- ・ このような場合においても、利用者の居宅への訪問、電話その他の方法により、できる限りの支援を行った場合には、通常サービス提供時と同様の報酬請求を認めます。

4 留意事項

- ・ 臨時対応期間終了の前であっても、家庭での対応が困難になってきている場合や、孤立化や虐待の発生が懸念される場合には、在宅支援から通所支援への切り替えや、2つの支援を組み合わせるなど、必要な支援の提供をお願いします。
- ・ 通常サービス提供とは異なった運営方法により支援を提供しているなど、事業所における支援方法について、適宜、相談支援事業所等の関係機関との情報共有を行うようお願いします。
- ・ 登園自粛期間が令和2年5月31日（日）までのこども園等がありますことに、御留意ください。

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部
障害者支援推進課 自立支援係
電 話：054-221-1098 F A X：054-221-1108